

交通政策基本法と地方運輸局の再編

岩城宏幸

IWAKI, Hiroyuki

国土交通省総合政策局公共交通政策部参事官（総合交通）

1—はじめに

本格的な人口減少社会の到来、急激な少子高齢化の進展、グローバリズムによる都市間競争の激化、巨大災害の切迫など、現在、そして今後の我が国が抱える課題に対し、交通の分野で政府が一丸となって、多様な関係者との連携・協働の下、総合的かつ計画的に取り組むための枠組みである「交通政策基本法」が平成25年12月に公布・施行されてから2年が経過した。

この間、平成27年2月に、同法第15条に基づき、我が国初となる「交通政策基本計画」が閣議決定され、さらに、同年6月には、同法第14条の規定に基づき、「交通政策白書」が初めて閣議決定・国会報告された。このように、現在、政府では、交通政策基本法に基づく政策展開が図られており、具体的な施策が総合的かつ計画的に実行に移されているところである。

本稿では、この交通政策基本法に基づく政策展開の一環として、地方運輸局の再編について内容を解説する。

2—交通政策基本計画の概要

交通政策基本法に基づく政策の展開として、初めに、交通政策基本法第15条の規定に基づき、平成27年2月13日に閣議決定された交通政策基本計画について、解説する。

2.1 交通政策基本計画の位置づけ

交通政策基本計画は、内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣がその案を作成した上で、政府全体として策定されたものである。計画期間は、2014年度から東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年度までの6年間であり、その期間のビジョンを示す計画となっている。当該期間中に、作成担当省庁である警察庁、経済産業省、国土交通省をはじめとして、国が実施すべき様々な施策がパッケージ化されており、平成27年8月に策定された新たな国土形成計画や同年9月に策定された第4次社会資本整備重点計画、さらには、まち・ひと・しごと創生総合戦略や国土強靱化基本計画など、他の政府のプログラムとも連携・整合を図りつつ、着実に取組を進

めていくこととなる。

2.2 交通政策基本計画の構成

交通政策基本法第15条第2項の規定により、交通政策基本計画には、基本的な方針、施策の目標、政府が総合的かつ計画的に行うべき施策、その他必要な事項を定めることとされていることから、まず、基本的な方針として、

- A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現
 - B. 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築
 - C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり
- の3つの柱が定められている。

さらに、上記の基本的な方針それぞれについて4つずつ、合計12の施策目標を設定しており、それらの目標を達成するための合計121の具体的な施策を位置付けた上で、取組の進捗を確認するための合計56の数値指標を定めている。なお、交通政策基本計画の特徴として、政府が取り組むべき施策について「これまでの取組を更に推進していくもの」のみでなく、「取組内容を今後新たに検討するもの」も提示することにより、近視眼的にならず、中期的な課題について対応していく旨を明らかにしたことが挙げられる。

以上に加え、交通政策基本計画では、「国民・利用者の視点」や「連携・協働」など4つのポイントを、「施策の推進に当たって特に留意すべき事項」として示している。これは、交通政策基本計画の検討過程において、交通政策基本法の精神の発現として、横断的で総合的な方向性を提示することが必要であるという議論がなされたことを踏まえて整理したものであるから、これから政府が実際に取組を進めていく際に、常に念頭に置いておかなければならない要素と位置づけられる。

3—交通政策白書の概要

次に、交通政策基本法に基づく政策の展開として、平成27年6月9日に初めて閣議決定・国会報告された「交通政策白書」について、解説する。

3.1 交通政策白書の位置づけ

交通政策白書は、交通政策基本法第14条に基づき、交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策・講じようとする施策について、毎年、国会に報告するものである。

具体的には、交通の各分野における利用状況や整備状況を体系的に整理するとともに、政府全体の施策と関わりの深い取組を紹介し、さらに交通政策基本計画の進捗状況のフォローアップを行うものとなっている。

3.2 平成27(2015)年版交通政策白書の構成

平成27(2015)年版交通政策白書は、次の4部で構成されている。

第I部：交通の動向

・・・第I部は、鉄道、自動車、海上交通、航空などの交通の各分野における利用状況や整備状況について、今日の動向を横断的に整理し、背景事情等について分析した。

第II部：地方創生を支える地域公共交通の再構築

・・・第II部は、テーマ章であり、平成27年版では、政府全体の政策テーマである「地方創生」に関連して、その実現のために必要不可欠となる地域公共交通ネットワークの再構築について取り上げた。具体的には、「小さな拠点」や「コンパクトシティ」の形成、複数自治体の連携などに向けた各地域の先進的な取組を紹介しながら、地域公共交通の現状、地方創生に向けた地域公共交通の役割、そして、国の取組状況と今後の課題を整理した。

第III部：平成26年度交通に関して講じた施策/第IV部：平成27年度交通に関して講じようとする施策

・・・第III部及び第IV部においては、交通政策基本計画の基本的方針AからCに沿って、同計画に位置付けられた121の施策それぞれの進捗状況について可能な限り詳細に記述した。

また、第III部においては、同計画に掲げられた56の数値指標についても、その進捗状況を把握できている範囲で掲載した。

なお、交通政策白書は、政府刊行物センターや政府刊行物取扱書店などで販売するとともに、国土交通省のホームページにも全文を掲載しているため、ぜひご覧いただきたい。

4——交通政策の着実な推進に向けた取組

このように、交通政策基本法の成立から2年が経過し、交通政策基本法に基づいて総合的かつ計画的に各種政策が展開されてきている。

こうした交通政策基本法に基づく施策を着実に実施するため、国土交通省では、平成27年7月に地方運輸局の再編を行ったことから、その内容を解説する。

4.1 地方運輸局の再編

国土交通省は、地方出先機関として地方運輸局を設置しているが、平成27年7月1日より、地方運輸局の内部組織を再編し、全国9つの地方運輸局に「交通政策部」(図一)及び「観光部」(図二)を設置した。これにより、交通政策基本計画の地域的な課題について、着実に施策が実施されるよう、地域の関係者とのネットワーク構築や各地域での情報収集・発信等を通じ、その推進役を果たす体制が構築されている。

4.2 交通政策部が取り組む主な施策

①交通政策基本計画の着実な推進

交通政策基本計画の地域的な課題について、着実に施策が実施されるよう、地域の関係者とのネットワーク構築や情報収集・発信等を通じ、その推進役を果たすことが期待されている。

②地域公共交通網の再構築等

まちづくり施策と連携して地域公共交通網の再構築に取り組む市町村の裾野を拡大させるため、地域公共交通活性化再生法等の制度の周知を行うとともに、意欲のある市町村を総合的に支援し、成功例の積み上げにつなげる。また、地域公共交通網の再構築とあわせ、公共交通機関等の低炭素化や省エネ化、バリアフリー化や利便性向上を促進する。

この点に関し、地域公共交通網形成計画は、平成27年12月時点で既に62件が作成されており、平成27年度中では139件の計画作成が予定されていることから、その実現に向けて着実に支援していく。

③社会経済の変化に対応した地域物流の課題解決

過疎地域等において日常の買い物等が困難な状況に置かれる方への対応や宅配ネットワークの維持のため、貨客混載や地方公共団体、NPO法人等関係者との連携など過疎地物流の確保に向けた新たな輸送システムの構築を促進する。

4.3 観光部が取り組む主な施策

①2,000万人の外国人旅行者を受け入れるための環境整備の促進

空港・港湾の出入国管理等、空港容量、貸切バス・宿泊施



■図一 交通政策部組織概要



■図二 観光部組織概要

設等の供給の確保等の訪日外国人旅行者の受入環境整備について、各地域の関係者と連携・協力し、現状・課題の把握と迅速な課題解決に取り組む。

②広域観光周遊ルートの形成・発信

外国人旅行者の地方への誘客を図るため、複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化された「広域観光周遊ルート」に、関係省庁の施策を集中投入するとともに、海外に強力に発信していく。

③観光旅行消費の一層の拡大に向けた免税店の増加と観光関連産業の拡大

地方の商店街等における免税店の拡大を進め、現在6,000店余りの地方部の免税店を2020年に2万店規模に拡大する。また、幅広い産業を観光関連産業として取り込むことにより、訪日外国人による観光消費を拡大させ、経済効果を全国津々

浦々に波及させる。

5——終わりに

交通政策基本法の基本理念に示されているとおり、交通施策の着実な実施を図るためには、国、自治体、交通関連事業者、交通施設管理者、公共交通利用者、地域住民等の幅広い関係者の十分な連携・協働が不可欠であり、地方運輸局の再編は、この基本理念実現に向けた核となるものである。

今後は、全国の地方運輸局が各地域において、関係者の連携・協働を促進するとともに、国土交通省本省と全国の地方運輸局の連携をさらに強化することで、我が国が直面する経済社会面の大きな変化に的確に対応し、将来にわたって国民生活の向上と我が国の発展をしっかりと支えることができる交通体系の構築に取り組んで参りたい。